

| | | |
|---|---|-------------|
| 受理官庁 KN | 知的財産庁 (セントクリストファー・ネービス) | 附属書 C KN |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | セントクリストファー・ネービス | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語 | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 1 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ | 認めない | |
| 受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？ | 認める | |
| 受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？ | 受理官庁に問合せされたい | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | 欧州特許庁又は米国特許商標庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | 米国特許商標庁又は欧州特許庁 ¹ | |

[次頁に続く]

¹ この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

| KN | 知的財産庁 (セントクリストファー・ネービス) (続き) | KN |
|--------------------------------|--|----|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：東カリブ・ドル (XCD) | |
| 送付手数料 | XCD 50 | |
| 国際出願手数料 ² | CHF 1,330 に相当する XCD の額 | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 | CHF 15 に相当する XCD の額 | |
| 調査手数料 | 出願人が選択した国際調査機関に支払う調査手数料に相当する XCD の額：附属書D (EP) 又は (US) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b)) | XCD 50 | |
| 優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) | XCD 50 | |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がセントクリストファー・ネービスに居住している場合 要，出願人がセントクリストファー・ネービスの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | セントクリストファー・ネービスで登録されている弁理士又は弁護士 ³ | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | 受理官庁に問合せされたい | |
| 受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | 受理官庁に問合せされたい | |

² この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。

³ 登録代理人のリストは受理官庁から入手することができる。